

## 長崎県福祉資金貸付制度要綱

昭和47年 4月1日一部改正

昭和48年 10月1日一部改正

昭和49年 7月1日一部改正

昭和53年 7月18日一部改正

### 第1 目的

この要綱は、長崎県福祉資金貸付事業の補助に関する条例（昭和33年長崎県条例第24号）の定めるところにより、福祉資金の貸付方法、事務手続等を規定し、福祉資金の適正かつ効率的な運営をはかることを目的とする。

### 第2 貸付業務の実施主体

福祉資金（以下「資金」という。）の貸付けは、市町村社会福祉協議会（社会福祉協議会を設置していない市町村にあつては民生委員協議会）及び母子会（以下「市町村社協等」という。）が行なうものとする。

### 第3 支金庫の設置

- 1 市町村社協等は、住民の利便のため支金庫を設置することができる。
- 2 支金庫を設置する場合は、貸付規程により支金庫において貸付けることができる資金の金額その他取扱う事務の範囲を定めなければならない。

#### 第 4 貸付対象

資金の貸付の対象となる世帯は、県内に居住する生活が困難な世帯とする。

#### 第 5 貸付金額の限度

貸付金額の限度は、7万円とする。ただし、特に必要がある場合には、10万円とすることができる。

#### 第 6 貸付方法及び利率

1 償還期限は、次のとおりとする。

(1) 貸付金額が5万円以下の場合、据置期間経過後25月以内とする。

(2) 貸付金額が5万円を超え7万円以下の場合、据置期間経過後35月以内とする。

(3) 貸付金額が7万円を超え10万円以下の場合、据置期間経過後36月以内とする。

2 据置期間は貸付けの日から3ヶ月以内とする。

3 貸付利率は無利子とする。

4 貸付金の償還は月賦を原則とするが、やむを得ない場合は半年賦、年賦又は一括払によることができる。ただし、貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）は、いつでも繰上償還することができる。

#### 第 7 貸付けの手続

## 1 貸付けの申込

- (1) 資金の貸付けを受けようとする者は、福祉資金借入申込書をその居住地区を担当する民生委員又は母子協助員（以下「民生委員等」という。）を経由し、市町村社協会長等に提出しなければならない。
- (2) 担当民生委員等は、借入申込書に記載された事項を調査のうえ、資金を貸しつけることに関する意見を添えて市町村社協会長等に提出するものとする。

## 2 貸付けの決定

- (1) 市町村社協会長等は、資金の借入れ申込みがあつたときは、福祉資金運営委員会（以下「運営委員会」という。）の意見を聞いて貸し付けの適否を決定するものとする。  
ただし、次の各号に定める場合は運営委員会の意見を聞かないで貸し付けることができる。

1 貸付金が5万円以下のもの。

2 緊急を要するもの。

- (2) 運営委員会は、次に掲げる者により5人以内で構成するものとする。

イ 市町村社協等の役員

ロ 民生委員又は母子協助員

ハ 市町村吏員

## 二 学識 経験者

(3) 運営委員会は、少なくとも毎月2回以上開催しなければならない。

## 3 担 保

市町村社協会長等は、質権、低当権等を設定させてはならない。ただし、必要に応じ保証人を立てさせ又は印鑑証明書等の提出を求めるなど償還を確保する措置を講ずることができる。

## 4 資金の交付

貸付決定の通知を受け、貸付金の交付を受けようとするものは、福祉資金借用書を市町村社協会長等に提出し、貸付資金の交付を受けるものとする。

## 第8 再貸付の禁止

資金は、貸付金の全額を償還しなければ、再貸付けをすることができない。

## 第9 償 還

(1) 借受人は定められた償還期限までに、市町村社協会長等に償還金を納付しなければならない。

(2) 市町村社協会長等は、借受人が災害その他やむをえない事由により定められた償還期限までに貸付金を償還できないと認めたときは、借受人の申請に基づき、償還期限を一

時延期することができる。

(3) 市町村社協会長は、借受人が次の各号の一に該当する場合は、いつでも貸付金の全部又は一部について一時償還を請求することができる。

イ 貸付金の使途をみだりに変更し、又は他に流用したとき。

ロ 虚偽の申請その他不正の手段によつて貸付けを受けたとき。

ハ 故意に償還金の支払いを怠つたとき。

ニ 借受人が他の市町村に転出しようとするとき。

ホ 貸付けの目的を達成する見込みがないと認められるとき。

#### 第10 住所氏名等の変更

借受人又は保証人について、氏名又は住所の変更等借入申込書に記載した事項に異動を生じたときは、借受人はすみやかにその旨を届け出なければならない。

#### 第11 生活保護法その他の施策との関係

世帯更生資金、その他の公的資金の貸付けを受けている者又は生活保護法にいう被保護者は原則として資金の貸付対象としないものとする。ただし、特に当該世帯の生活再建を促進するため必要と認められる場合はこの限りでない。

## 第12 会計

- 1 福祉資金の会計は特別会計とする。
- 2 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終るものとする。

## 第13 帳簿書類

市町村社協会長等は、資金の取扱いにあたつては、常に責任の所在及び貸付業務の実施状況を明らかにするため、次の帳簿書類を備えつけておかなければならぬ。

- イ 基金台帳（様式1）
- ロ 福祉資金貸付申込書（様式2）
- ハ 福祉資金貸付台帳（様式3）
- ニ 借用書（様式4）
- ホ 現金出納簿（様式5）
- ヘ 貸付承認（不承認）通知書（様式6）
- ト 欠損補てん金出納簿（様式7）
- チ 預金通帳

## 第14 資金の管理等

- 1 市町村社協会長等は、資金を貸付けの目的以外の目的に使用してはならない。
- 2 資金は銀行等確実な金融機関への預金又は貯金として保管しなければならない。

## 第15 欠損補てん金の積立

資金の預金又は貯金から生じた利子については、基金総額の $\frac{1}{20}$ に達するまで毎年度利子収入額の $\frac{1}{2}$ 以上の額を欠損補てん金として積み立てなければならない。

## 第16 欠損処分

1 貸付金にかかる未償還金のうち、次の事項に該当するものは欠損処分することができる。

イ 消滅時効の完成により債権が消滅したとき。

ロ 限定期限をした借受人の相続人が、その相続により納付の義務を有する償還金を相続によつて取得した財源の限度においてその義務を果し、なお未納があるとき。

ハ 借受人及び保証人も死亡又は住所不明であり、かつ借受人の相続人及び財産のないことが証明されたとき。

2 市町村社協会長等は、欠損処分しようとするときは、運営委員会の承認を得なければならない。

## 第17 基金の補てん

市町村社協会長等は、欠損処分したときは、欠損処分額に相当する額を欠損補てん金積立金より基金に補てんしなければならない。

## 第18 貸付業務の指導監督

市町村長は、市町村社協等に対し、その業務の実施状況に

関し、報告を徹し、又は、実施につき調査指導する等、資金の適正かつ効果的な運営に努めなければならない。

附 則

この要綱は、昭和 42 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 47 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 48 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 49 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 53 年 7 月 18 日から施行する。